

オールド自由主義の呪縛？ : EU 社会労働政策における 集団と個人

AMIYA-NAKADA, Ryosuke
津田塾大学学芸学部

<https://doi.org/10.15017/7181975>

出版情報 : EUIJ-Kyushu review. 1, pp.123-154, 2012-06-01. Kyushu University EU Centre
バージョン :
権利関係 :





EUIJ-Kyushu Review

Issue 1 - 2011

オルド自由主義の呪縛？
— EU 社会労働政策における集団と個人—
**The Curse of Ordo-Liberalism?:
Collectivity and Individual
in EU Social and Employment Policy**

網谷龍介

Ryosuke AMIYA-NAKADA

オルド自由主義の呪縛？

— EU 社会労働政策における集団と個人 —

THE CURSE OF ORDO-LIBERALISM?: COLLECTIVITY AND INDIVIDUAL IN EU SOCIAL AND EMPLOYMENT POLICY

津田塾大学学芸学部

網谷龍介

Ryosuke AMIYA-NAKADA

Tsuda College

r.amiya-nakada@nifty.com

Abstract

The aim of the paper is to analyze the EU social and labor policy in relation to the development of the Single Market. This topic is usually discussed using the dichotomy as “neo-liberalism” against “Social Europe,” or the Common Market versus the national welfare states. To the contrary, this paper offers a new perspective to understand the political tension inherent in the EU social policy by differentiating the “social” into the individual social rights and collective rule-making. From this perspective, it is elucidated that different understandings on the role of collective rule-making is harder to reconcile with the construction of the Single Market, where the rights should be universal and beyond a specific national conception.

To substantiate the argument, the paper first illuminates the historical background of this perspective in the formative period of the European institutions. It is shown that the ordo-liberal strategy of separation of the state and the market is embedded in the early years of the EEC, in contrast to the more corporatist construction of the ECSC. Then, in the third section, this perspective is applied to the recent controversial judgments by the ECJ, which has provoked fierce criticisms and controversies. From the standpoint of the paper, the point

is that the individual rights of the people are largely recognized but the collective rule-making power of the trade unions is held in check. In the next, the fourth section, the political relevance of the point above is exemplified by the analysis of the pre-judgment dialogue between the German courts and several Advocates-General, on the one hand, and the Court, on the other.

Through the analysis of the judicial dialogue/negotiation surrounding the ECJ, the paper also serves as a case study of the political role of the ECJ, thereby contributing to the emerging field of the EU judicial politics research.

1. はじめに¹

本稿の目的は、EUの社会労働政策を市場統合と単一市場の形成との関係で検討することである。戦後西欧における民主政の安定において、社会保障制度の構築が大きな意味を持ったことを考えれば、ヨーロッパ統合の進展を通じて社会保障制度がいかなる変容をこうむったか、という問題は、現実的にも、学術的にも重要な課題である。

この問題に関しては従来、EUが個々の福祉国家の枠組みを弱体化させる作用を持つのか、あるいは、ヨーロッパレベルに「社会的ヨーロッパ」を構築する可能性がどの程度あるのか、という形で議論が行われてきた。言い方をかえれば、通常の議論の枠組みにおいて「社会的なもの」は、「市場」と一次元的な対抗関係にある理念・規範として位置づけられがちである。例えば20世紀末の福祉国家論の代表的業績である『資本主義の三つの世界』において、レジーム三分類の機軸をなしている「脱商品化」という概念・変数がその具体化の一例である (Esping-Andersen 1990)。

これに対し本稿は、現在の変容を把握する上では、「社会的なもの」をよ

¹ 本稿は2011年度日本EU学会研究大会(松山大学)の共通論題「グローバル化とEU統合の再検証—域内市場完成20周年に向けて」(2011年11月5日)における報告ペーパーを一部修正したものである。コメント・質問を下された方々に御礼申し上げたい。なお本稿は村田学術振興財団研究助成「トランスナショナルな政治と法の相互作用」による研究成果の一部である。

り分節化して捉えることが有益であると主張する。すなわちその中には、「個人の生活保障」と「労働（者）の代表による集団的ルール形成」という性格の異なる二つの次元が内包されているのであり、ヨーロッパ統合と「社会的なもの」の関係はこの両面を分節化することで、より統一的に理解できるのである²。本稿はこの主張を、近年の大きな争点である、欧州司法裁判所（以下 ECJ）のヴァイキング判決以降の一連の判決とそのインパクトを分析することで、具体的に根拠付ける。すなわち本稿は、これらの過程を通じて問題となっているのは、「個人の生活保障」の意味での「社会的なもの」ではなく、「集団によるルール形成」の意味でのそれであると主張し、この論点をめぐる動向を分析することで、この視角の意義を示す。

また同時に、本稿の主たる分析内容は、司法府間の交渉が規範の具体的な形を確定させていく動的な過程の追跡である。これによって、近年隆盛をみつつある EU の司法政治（Judicial Politics）研究（Alter 2001; Cichowski 2007; Conant 2002; Kelemen 2011; Stone Sweet 2004; 2010）についての事例研究を提供することが、本稿のもう一つの狙いである³。

以下、次節ではまず、本稿の分析視角を導出するために、ヨーロッパ統合の始期でもある20世紀中葉に視点を戻し、この視角の歴史的な基礎付けを行う。そこでは、労働者代表の集団的ルール形成参画が、当時のさまざまな社会構想において有力な地位を占めていたことが例示される。これに続き、そのような構想と対極に立つものとして、ドイツにおけるオールド自由主義的経済秩序構想が紹介され、現実のヨーロッパ統合への影響が指摘される。この視角の下に第3節では、ラヴァル判決を含む ECJ の一連の決定が略述され、そのインパクトが記述される。そして第4節においては、この分析視角に基づいて直近の展開を分析することで、それを通じて集団的秩序形成機能問題が現在の焦点にあること、そしてこの点をめぐる「司法府間の交渉（judicial negotiation）」（Alter 2001）が進行しつつあることが

² 判例により具体的に即する形で同様の視角を提示した重要な論稿として Menéndez (2010) を参照。

³ 本稿は、網谷 (2011a; 2011b) と問題意識を同じくしており、叙述にも一部重なる点がある。また、本稿の着想を得る上で最も参考としたのは、イェルゲス (Christian Joerges) の一連の業績である。代表的なものとして、Joerges (2010) および Joerges and Rödl (2004; 2008) の参照を乞いたい。

明らかにされる。

2. 分析視角の導出

2-1. 20世紀中葉における機能主義的政治経済秩序像

われわれが現在持っている政治制度や統治機構に関する語彙は、その多くを19世紀までのそれに負っている。しかし、合理主義的な個人と、その個人が織り成す秩序形成への楽観的な信頼に基づくそのような構想は、すでに20世紀に入ってさまざまな方面から批判されるようになっていた（馬場 1997）。

その中で本稿が注目するのは、議会・政府への権力の一元化を相対化し、社会集団の参加を得つつ政策領域ごとの問題解決を図ろうとする構想である⁴。仮にこのような構想を機能主義的秩序構想と呼ぶならば、そのような構想は、20世紀前半のヨーロッパにおいて、無視することのできない位置を占めていた。例えばイギリスにおいては、フィッグス（John Neville Figgis）やバーカー（Ernest Barker）、さらにはコール（George D.H. Cole）らによって多元的国家論（pluralism）と総称される議論が展開された。フランスでは、社会学者デュルケーム（Emile Durkheim）、公法学者デュギー（Leon Duguit）など、連帯主義と呼ばれる思想潮流が力を持つようになる。ドイツ語圏では、19世紀の私法学者であるギールケ（Otto von Gierke）が、そのような方向性の一つの核をなす⁵。ワイマール共和国の起草者であるプロイス（Hugo Preuss）がその影響を強く受けていたことは良く知られているが、ドイツにおける労働法学の開祖とも言えるジンツハイマー（Hugo Sinzheimer）もその影響下にあった。

機能主義的社会秩序構想はアカデミックな学派としてのみ存在していたわけではなく、現実の政治構想にも影響を与えていた。例えばオーストリ

⁴ 以下は2006年7月の現代史研究会シンポジウム「戦後ヨーロッパ社会経済秩序と1930年代——思想史からの再検討」における報告「機能主義再考——社会秩序構想における1950年代の断絶」を基礎としており、詳細は別稿に譲りたい。なお概要は筆者のウェブサイトから入手可能である（<homepage1.nifty.com/amiya/paper/functionalism.pdf>）。

⁵ ギールケについての近年のまとまった業績として遠藤（2007）を参照。

ア社会党のリーダーであったバウアー (Otto Bauer) は、「機能的民主主義 (funktionelle Demokratie)」の構想を唱え、「政治的民主主義は、もっぱら公民にしか関心をもたない。…機能的民主主義は、政府の活動のすべての個別部門で、公民の職業乃至職場、公民の社会的および経済的機能に基づいて、統治する側の該当部門に直接関与する公民全体の組織と恒常的に協力する政府を要求していた (バウアー 1989, 270)」として、「公民」という形で一元的決定を行う従来の民主主義の構想と、社会経済的機能毎に分化した決定を行うこの構想とを対置している。また戦後西ドイツ政治学における「多元主義」の主唱者として知られるフレンケル (Ernst Fraenkel) は、ワイマール憲法に規定されていたコーポラティズム的機関である全国経済評議会に関して、「集団的民主政の拡充によって議会不信 (Parlamentsverdrossenheit) は克服されうる。というのもすなわち、人々が票を投じるその瞬間においてのみ国家意思の形成に参加するのではなく、自らの組織を通じて常に現実の国家の統合過程に参加するからである (Fraenkel 1929/1999, 352)」と述べ、高い評価を与えていた。

さらに、EUを対象とする本稿において重要なのは、このような機能主義的社会秩序構想が、国際的な次元を持っていたことである。最も初期のヨーロッパ統合分析の枠組であるハース (Ernst B. Haas) の新機能主義に影響を与えた、ミトラニー (David Mitrany) の構想がその代表である。EU研究や統合論の文脈では、統合を達成するための「手段」としての分野別統合という位置づけが強調される傾向にあるが、ミトラニー自身は分野別統合をこえた地域統合に対して一貫して批判的であった。単に、既存の国家の「上」のレベルに主権国家を再生するだけであるとみていたからである (Mitrany 1930; 1965)。同時に、全体にはテクノクラティックな色彩の濃い議論の背後には (cf. Mitrany 1954)、「自由と平等の結婚を護るために、政治的な装置はニーズや周囲の状況に適応させなければならない (Mitrany 1955, 24)」という発言に見られるように、デモクラシーの変容という認識が控えていた。その系として彼は、国際労働機関 (ILO) をモデルとしつつ、国連に経済社会評議会ができたことに賛意を示し、ヨーロッパ統合に関しても、石炭鉄鋼共同体 (ECSC) が「代表的な機能主義的会議」をもつことを評価していた (Mitrany 1954; 1955)。

このように20世紀中葉において、集団を基礎とする機能主義的な政治経済秩序像は、一国内のみならず、国際秩序の構成要素としても構想されていたのである。

2-2. 「例外」としてのオールド自由主義

このような政治秩序構想とは、戦後西ドイツの経済秩序形成に大きな影響力を持ったオールド自由主義は、対極的な地位を占める⁶。Haselbach (1991)によると、彼らは国家と社会の分離が維持されていたリベラル国家が、資本家内の個別的利益保護の要求と、民主化によって加速された反資本主義の伸長によって「経済国家」が成立したと解し、そこに1930年代の資本主義の危機を見ていた。このような状況理解において彼らは、カール・シュミット (Carl Schmitt) と共通していた。

後に「社会的市場経済 (soziale Marktwirtschaft)」というキャッチフレーズの発明者として知られるようになるミュラー - アルマック (Alfred Müller-Armack) は、このような状況に対して、イタリア・ファシズムをモデルとして、介入国家の克服ではなく政治の完全な経済化という構想を打出した。しかし他のオールド自由主義者は「強い国家」による社会からの介入要求の拒絶、という方向性を打ち出す。ヒトラーの首相就任の1933年以降、彼らにとって秩序政策 (Ordnungspolitik) は具体的プログラムとして考えられていたのである。ミュラー - アルマックも後にこの方向に接近する。そして「強い国家に監視された競争」が彼らの経済秩序像となるのである。

ここで留意すべきは、彼らの市場経済構想において「強い国家」が必要とされている点である。通常この点については、国家を通じた「計画」と自由放任的な「市場」の間の「第三の道」という (オールド自由主義派の自己定義を基礎とする) 解釈が与えられる。しかし本稿の視角からは、このような国家像が、国家と社会の相互浸透を前提とする機能主義的社会像と鋭く対立することに注意を喚起しておきたい。オールド自由主義においては

⁶ オールド自由主義に関する文献は、ドイツにおいて枚挙に暇がないことはもちろん、日本においても数多くの文献が存在する。本稿の焦点はオールドリベラリズムの解釈それ自体にはないので、そのうちのごく一部として、雨宮 (2005)、小野 (2008)、黒川 (2011) のみを挙げておきたい。

秩序を形成するのは何よりも国家である。国家の介入により競争秩序を維持することで、個人もしくは私企業（ここでイメージされるのは中小経営であるが）の自由なイニシアティブが発揮される、というのが基本的な発想である。ここでは労働組合の機能が独占として否定的に評価されるのはもちろん、企業家の側の団体形成と政治への働きかけもマイナスの評価を受ける。逆の側から言えば、国家は、それが必要なときに競争秩序維持に向けた介入を行うために、私的利益に左右されない、自律した行動能力を持つ、「強い」国家でなければならないのである。これは1930年代にオールド自由主義の潮流が形成されて以降、一貫した発想である。この点、政治的な対抗関係とは別に、オールド自由主義は、社会主義者の中で国家の計画や統制を強調するグループと共通の土俵の上に立っているのである。

法制史家ネル（Knut-Wolfgang Nörr）は、『経済の共和国』と題されたその連邦共和国史の分析において、戦後の市場経済に向けた決定が、二つの意味での路線転換であったとする。一つは、短期的に見た統制経済からの離脱である。そしてもう一つは、長期的に見た、組織された経済からの別離である。すなわちここでは、戦後の西ドイツ社会民主党が掲げた計画・統制経済的な「自由な社会主義（Freiheitlicher Sozialismus）」が否定されたのみならず、ワイマール共和国期から引き継がれた、組織された経済からの根源的な離別がなされたとしているのである（Nörr 1999）。

このように、西ドイツの政治経済秩序に影響力を持ったオールド自由主義は、20世紀中葉に一定程度の広がりを見せた機能主義的構想とはまったく異なる社会像を持っている。ではこの対抗は、ヨーロッパ統合の理解にとってどのような意味を持つだろうか。

2-3. ヨーロッパ統合における「断絶」

上記のような視角からまず指摘できるのは、石炭鉄鋼共同体（ECSC）にいたる初期の統合過程において、機能主義的構想に通じる側面が見られることである。

そもそも西ドイツにおいて、統合構想に対する反対意見は、左右の政治的立場をこえて多様な方面から寄せられていた。すなわち、党首シューマッハー（Kurt Schumacher）をはじめとする社民党首脳に反対意見がある一方

(cf. Schumacher 1947; Schmid 1950), 経済相エアハルト (Ludwig Erhard) や
オールドリベラル派経済学者も反対姿勢を見せていた (Groeben 2002). これは
すなわち, 経済の「計画」を唱える側と市場を重視する側の双方に反対
論があることを意味する.

計画派, 市場派の双方に反対される ECSC とは何だったのであろうか.
本稿の視角からは, その中にコーポラティズム的側面が含まれていること
が重要である. ドイツ国内での労組内の賛成派は, 国内のコーポラティズム
路線の主要な推進者を中心としていた. すなわちタルノウ (Fritz Tarnow),
ローゼンベルク (Ludwig Rosenberg) といった労組幹部が統合にも積極的
であったほか, 国内の共同決定制度の帰趨をめぐる交渉においてもシュー
マンプラン交渉においても, 当時ドイツ労働組合総同盟の常任幹部会メン
バーであったフォン=ホフ (Hans Vom Hoff) が鍵となるメンバーであっ
た. これに対しモネ (Jean Monnet) も, 共産党との対抗もあり, 「シュー
マンプランは社会的変化への労働者の欲求に対する説得的な回答を含むも
のでなければならない (Protokoll über die Zusammenkunft der deutschen
Delegation mit Herrn Monnet in Houjarray am Sonntag, dem 2.7.1950 <www.uni-muenster.de/Jura.itm/eudoc/gruendung/docs/113018.pdf>)」と述べるな
ど, 労働者の支持を一定程度重視する姿勢を示していた.

結果として成立した ECSC は, 労組にとっても一定の成功であった (cf.
Köpper 1982; 鈴木 2005; Suzuki 2007). ECSC の最高機関のメンバーの 1 名
は労組代表とされ, 運用上更に 2 名 (9 名中 3 名) が労組から選ばれていた
(Rumpf 2001). この点をドイツの労組は重視していた. これは, 彼らが
戦後直後からの「既得権」として保持していた, 石炭・鉄鋼産業の共同決
定の帰趨に関連しているからである. 例えば, 1951年5月のドイツ労働組
合総同盟執行委員会では「条約をドイツにとって有利に形作って行く上で,
ドイツの労働組合の決定的な影響があったことは, ドイツの経営者側も,
他国の政府代表者も認めていることである (Protokoll der Sitzung des
Bundesvorstandes vom 7. Mai 1951, DGB-Archiv im Archiv der sozialen
Demokratie)」と述べられている.

これに対し, 経済共同体 (EEC) が議論される際に, 状況は大きく変化
していた. ヨーロッパ経済は復興の軌道に乗り, 「計画」諸構想の前提で

あった物資の欠乏は過去のものとなりつつあった。そして、EEC の設立に際しては、周知の通り、超国家性を弱める決定がなされた。それとともに、ECSC に見られたような労組の参加は EEC に関しては制度化されなかった。

この EEC は、一転してオールド自由主義者に支持されることになる。研究上も、EEC から EC、そして EU への連続線の中で最も重要な要素である競争政策に関し、しばしばオールド自由主義者たちの影響が指摘される (Giocoli 2009; Ito 2011; Thiemeyer 2007; Warlouzet 2010)。エアハルトは交渉過程を通じて、経済共同体の設立に対しては消極的であった (Hentschel 2003)。経済主権の喪失や、規制指向のフランスの影響力を嫌ったからである。彼はむしろ、イギリスを含めた自由貿易地帯の創設に積極的だった。

実際にもローマ条約そのものにおいては、競争政策上の規定は、両義的なものであった。しかし、条約の規定を実施する1962年の規則 (Regulation 17/62) の交渉過程においては、オールド自由主義者の強い影響力があったと指摘される。競争法担当の欧州委員会委員であったフォン＝デア＝グレーベン (Hans von der Groeben) らを中心に、委員会の第4総局と西ドイツ経済省が連携しつつ主導権を握ったとされるのである。

その結果、ローマ条約における政府と市場、国家と社会の関係はオールド自由主義派の支持するところとなった。同派の現在の代表的法学者であるメストメッカー (2011) は、以上に述べた点、すなわち ECSC からの断絶と、オールド自由主義的な国家と社会の分離の埋め込みを以下のように指摘し、高く評価するのである。

「欧州統合の初めには、経済力と産業上の潜在力を政治的に中立化する努力が払われた。この政策は… — われわれのパートナーによって広範には気づかれることなく — ドイツ経済の秩序政策的方向付けに相応したものである」(21頁)

「EEC 条約は、農業および流通のほかには市場を調整する手段を放棄することで、欧州石炭鉄鋼共同体条約とは実質的に区別される。公正競争の制度が、高権的に監視された市場秩序に代わることになる」(25頁)

その一方、特に1970年代後半以降、欧州委員会は社会パートナーの包摂の試みを続けた。マーストリヒト条約の社会議定書以降、それはヨーロッパレベルの労資交渉を通じた立法の可能性をも開くに至る（網谷 2002; 2011a）。また、中北欧を中心とする各国は、歴史的に形成されたネオコーポラティズム的国家社会関係を通じて、安定と繁栄を維持してきた歴史を持っている（Crouch 1993）。

この両者の対抗が、本稿の中心となる視角である。すなわち、ヨーロッパ統合の中核領域である共通市場の創出において、オールド自由主義の影響を受けた国家と社会の分離という構想が、その初発段階で一定の力を持っていた。これと鋭い緊張関係に立つのが、各国のレベルに形成され、一部はヨーロッパレベルにも移転された、機能主義的な構想である。このような、少なくとも統合の初期段階では意味があったと考えられる対抗関係を基礎として、「社会的なもの」の一部としての集团的ルール形成問題に注目することで、新たな知見が得られることを示すのが、以下の二つの節の課題である。

3. 分析視角の適用

前節において歴史的に導出された視角を、現在の具体的問題に対して適用し、その有用性を示すのが本節、および次節の課題である。まず本節では、主たる分析対象である、EU レベル規範と各国労使関係の衝突を略述し、本稿の視角からの解釈を提示する。

3-1. 「ラヴァル・カルテット」

2007年から翌年にかけて打ち出された4つの ECJ 判決は、各国の既存の労使関係・社会政策に大きな打撃を与えるものだった。そのうちの一つであるラヴァル事件の名をとって、一連の判決は「ラヴァル・カルテット」と呼ばれている⁷。

これらの事件の背景をなすのは、労働者派遣指令である（Directive 96/71/EC）。この指令では、労働者派遣・請負がなされる際に、原則としては送り出し国の基準に従っていれば、四つの自由に基づいてEU 全域での労働・

サービス提供が認められることになる。ただし、労働者保護の核となる分野の最低基準については、受け入れ国のものが適用されるとし、その最低労働基準は、通常の立法、一般的拘束宣言による労働協約の拡張適用、もしくはそれに比肩する適用範囲を持つ労働協約によることとされていた。

この「カルテット」の内、本稿の文脈で重要なのは、労働組合の活動の射程が問われることとなった最初の二つの事例である。ラヴァル事件は、ストックホルム市の公共事業を請け負ったラトヴィアの会社が、スウェーデンの労働協約の適用を拒否し、これに対しスウェーデンの労組がストライキを行ったため、最終的には落札を返上した事案である。この裁判では、労働者派遣指令を国内法化したスウェーデンの立法が、最低賃金の決定を、スウェーデン国内の労使関係に一般的であるように、労使協約に委ねていたことが問題とされた。一方ヴァイキング事件は、フィンランドの船会社が、既に運行している旅客船の船籍をエストニアに移し、同地の法律に基づいた労働協約を結ぼうとしたのに対し、フィンランドの船員組合と、これを支援する国際運輸労連がストライキを行い、会社側が訴えた事案である。

ECJ は、ヴァイキング事件において、労働組合のストライキ権それ自体や、社会的ダンピングの防止を「四つの自由」の正当な制約事由として認めた。しかしその具体的な援用に際しては、目的との間に関係で均衡が取れていなければならないとして、いわゆる比例原則を適用して判断するよう、加盟国（この場合イギリス）裁判所に求めた（C-438/05, *International Transport Workers' Union Federation et al. v. Vikingline ABP et al.* [2007] ECR I-7779）。すなわち、労組の主張を直接認めることはしなかったのである。さらにラヴァル事件においては、スウェーデンにおける指令の国内法化を不適切であるとした上で、労組のストライキをEU法違反であるとした（C-341/05, *Laval un Partneri Ltd vs. Svenska Byggnadsarbetareförbundet and Others* [2007] ECR I-5751）。

残りの二つの事案は、政府の最低基準設定の方法や内容にかかわるもの

⁷ この点に関する分析も枚挙に暇がないが、ここでは経済学者の考察を含みユニークかつ有益な中村・佐々木（2011）を挙げておきたい。同論文（中村執筆部分）は、EU大の労働者の利益保障という観点から、ラヴァル事件とヴァイキング事件の差異（前者における、一国労働組合による他国籍労働者の排除という側面）を重視する。

である。リュッフェルト事件は、ドイツのニーダーザクセン州政府が、公共事業を落札した企業への契約条件として、同州内の建設業における集团的労働協約を下請けにいたるまで適用することを求めていたのに対し、ある企業が、ポーランド企業に下請けをさせる際に、この条件を守らなかったことで発生した訴訟である。ルクセンブルク事件は、労働者派遣指令の国内法化に際して、賃金スライド制の適用や、指令実施状況の監視のための書類提出やコンタクト・パーソンの指定などを定めていたことが、指令実施の不備であるとして、ルクセンブルク政府がコミッションに訴えられたものである。

ECJは、リュッフェルト事件において、公契約の受注に際してそのような条件をつけることは、立法による最低賃金の設定や一般的拘束力宣言といった、指令の認める最低基準の設定方法と認めることはできず、EU法違反であると認定した(C-346/06, Dirk Ruffert v. Land Niedersachsen [2008] ECR I-1989)。さらにルクセンブルク事件では、コミッションの主張を認め、最低労働条件のみを明確に設定することを求めると共に、指令実施の監視は会社所在地でのみ行えば足りるとの見解を示した(C-319/06, Commission v. Grand Duchy of Luxemburg [2008] ECR I-4323)。

これらの判決を通じて否定されたのは、まず、立法を通じた最低労働条件決定以外の手段として、労組が自らの行為で使用者に圧力をかけることや、政府が立法以外の手段を用いることである。加えて、ラヴァル事件やルクセンブルク事件に見られるように、最低労働条件が透明性のある形で明確に固定されることまでも求められたのである。

3-2. 政治部門の対応

労働組合や左派勢力はこれに反発した。EUレベルでは、欧州労働組合総連合(ETUC)が判決を批判する声明を即座に発表し、具体的には、「社会的進歩議定書」をリスボン条約の付帯議定書として採択すべしという提案を行った。欧州議会もこれに反応し、2008年5月には「EUにおける集団労働協約への挑戦について(2008/2085(INI))」という決議が提案され、10月に本会議で採択された。

欧州理事会では、2009年6月のブリュッセル理事会で、アイルランドで

のリスボン条約再国民投票への対策の一つとして、労働者の権利・社会政策に関する宣言を採択した。その中では、EU レヴェルの社会パートナーの役割や社会的対話の承認・促進を、「各国のシステムの多様性を考慮に入れ、社会パートナーの自律性を尊重しつつ」行うことがうたわれている (Presidency Conclusions, Brussels, 10.07.2009, 11225/2/09 rev 2)。だが、それ以上の直接的措置はとられなかった。

コミッションは当初、指令の改正などの立法措置をとる方向へは向かわなかった。欧州議会での審議に際して、担当のシュピドラ (Vladimír Špidla) 委員が、「コミッションは社会パートナーが、この挑戦に立ち向かい可能な改善を提案する上で、もっともよい立場にある」としたように、問題を労使に委ねる立場をとった (European Parliament Debates, 21.10.2010)。そこで2008年10月9日にブリュッセルで「労働者の権利保護と経済的自由」と題した会議を開催し、ドイツ、スウェーデン、ルクセンブルクといった当事国政府、ヨーロッパ利益団体、研究者らによる議論が行われた。これらを踏まえ2010年春には共同文書が採択されている (Report on Joint Work of the European Social Partners on the ECJ Rulings in the Viking, Laval, Rüffert and Luxemburg Cases, 19.03.2010)。ただし共同レポートとは言いながら、実際には労使の異なる見解を併記している部分が目立つ。また、2008年末には、労働者の派遣について検討する、各国政府代表やヨーロッパの労使代表などからなる、専門家委員会の設置も決定されたが (C (2008) 8604 final, Brussels, 19.12.2008)、今のところ具体的な成果が出ているわけではない。

しかし、バローゾ委員長は二期目を務めるに際し、欧州議会からの支持を確保する狙いもあって、左派や労組からの懸念にも一定程度対応する姿勢へと転換した。信任投票に際し、欧州議会736議席中350名程度の支持しか確保できていなかったため、184議席の社民派 (Socialist and Democrats) の支持を取り付けようとしたのである (Simon Taylor, “Barosso Makes Last Pitch to Parliament,” *European Voice*, 15.9.2009)。欧州議会における投票前日の3時間にわたる演説の中で彼は「私は、社会権的基本権の尊重と労働者の自由に対する支持を明確に述べておきたい。[現状の] 労働者派遣指令の解釈と実施はどちらの点においても不十分である…私はヨーロッパにおける、いかなる形の社会的ダンピングに対してもたたかうことに注力する

(“Passion and Responsibility: Strengthening Europe in a Time of Change”, SPEECH/09/391, 15.9.2009)」と述べ、対応の意欲を見せた。

ただし雇用社会総局は依然として消極的である。政策評価のために提出された「ロードマップ (Legislative initiative on Posting of Workers, available at <ec.europa.eu/governance/impact/planned_ia/docs/2011_empl_001_posting_of_workers_en.pdf>)」では、新しい規則を導入するとしてバローゾの政治的優先順位の実現は不可能であることが示唆されている。代わって、いわゆるモンティ・レポートで示された、情報の共有と、最低限の立法措置に非公式の調整を加えた措置が検討されている (Monti 2010, 68-70)。

3-3. 問題の焦点

これらの議論は概ね、EU 政策体系への社会的要素の埋め込みの「不足」をめぐるものとなっている。その中であるときは、まず4つの自由を原則とした上で、それを制約するものとして労働組合の役割を論ずる ECJ の衡量の方法が批判される。すなわち労働基本権を原則とした上で、4つの自由による制約がどの程度許容されうるか、という方法によるべきだという主張である。あるいはより広く、条約レベルでの方向性の設定を求めているのが、上述の ETUC などの動きである。

研究上も、ECJ の判例展開を自由化路線と捉える見解は少なくない。例えばシャルプは、そもそも ECJ の作用総体を、「司法的規制緩和」と位置づけている (Scharpf 2010)。またヘブナーは、ECJ 判決への政治的影響を重視する枠組を提示し、裁判官の出身国が影響する可能性を示唆している。すなわち、自前の社会保障制度が薄く、自由化によって得るものの大きい東欧諸国の選好が、影響しているとするのである (Höpner 2010)。実際、小法廷が判決を下したリュッフエルト判決 (リトアニア、ポーランド、ルーマニア、フランス、オランダ)、ルクセンブルク判決 (ラトヴィア、マルタ、スロヴェニア、オーストリア、イタリア) では「東欧」出身の裁判官が多数を占めていた。ただしヴァイキング、ラヴァル両事件は大法廷による判決であり、13名中「東欧」出身者は5名に過ぎない。このケースを説明するには、各国の選好を推定する他の手続きが必要となるだろう⁸。

これに対し、例えばカポラソとタロウは、ECJ による新たな社会的埋め

込みの可能性に注目する (Caporaso and Tarrow 2009). 西側戦後体制の「埋め込まれた自由主義」において、国際的自由貿易体制と国内的な社会的配慮を調停する役割を政府が果たしていたように、ECJ がヨーロッパ統合と各国の社会政策の間の妥協を作り出す主体となりつつあるとするのである。そこで指摘されているように、ECJ が、「労働者の自由移動」に縛られずにより広く社会権を認めてきたことは事実である。また、反差別政策に見られるように、EU の政策イニシアティブが革新を促している分野もある (網谷 2006)。

このように、ECJ の役割をめぐっては一見対立する見解が示されている。ここで重要なのは、肯定的か否定的かという評価そのものよりも、「社会的」という語で何が指示されているか、という点である。本稿で導入した視角からは、労組の秩序形成機能に関わる問題を、個人の生活保障にかかわる問題——通常の意味での「福祉」の問題——から切り離す必要性が示唆される。このように考えたとき、カポラソとタロウの指摘が個人の社会的権利の問題に絞られていることがわかるだろう。そしてこのような視角から、上述の事例を見ると、よりニュアンスのある理解が可能である。

すなわち、ヴァイキング事件判決は、労組の権利と4つの自由の間での比例原則に基づく比較衡量に関し、イギリス裁判所に対して、この船籍の移転によって影響を受ける労働組合員の職や雇用条件が、本当に深刻な危機にさらされたのかを審査するよう、判示している (paragraph 83)。これが意味するのは、守られるべき利益は労働者の個別具体的な利益である、という理解である (Kocher 2008)。このように個人に具体的な権利を付与するという点では、一連の反差別判決とも十分に合致し、移動の自由とも親和的である。

一方、ラヴァル判決で問題とされたのは、最低雇用条件の設定が、加盟国の立法またはそれに代替しうる、透明性のある基準設定でなければならない、という点であった。リュッフフェルト判決は、州政府が公契約締結の要件としていた条件が本当に必須であるならば、立法によりこれを実効的に実施することが必要であると判示し、ルクセンブルク判決も同様に、強

⁸ そのような研究の例として Kelemen (2011b) を参照。

行規定と位置づけたい規範については立法によるべしとしている。ここからは、強行的最低基準はそれとして明確にされる必要があり、そのための手段としては立法が主として想定されている、という方向性が浮かび上がってくる。ラヴァル判決は、集合的労働協約によるスウェーデンの規範を、「その本質において公的ではないが、サービス供与を集合的に規制しようとするもの (paragraph 98)」と位置づけている。労組による「集合的」な規範形成を、「公的」なもののみならずか否かが、問題の焦点なのである。

このように問題は、個人の生活保障にかかわる権利そのものというよりも、労組の機能にかかわる部分であると解釈しうるのである。実際に、この判決をめぐる周辺の議論からは、この論点の重要性が浮かび上がってくる。

例えば、判決をうけてドイツ労働社会省が主催したシンポジウムで、スウェーデンの労組代表は、「注意深く展開されてきた、加盟国の労使関係システムにおけるバランスが破壊された」という不満を述べ、「ECJは、スウェーデン（またはスカンジナビア）の自律的な労働市場モデルを、大陸的観点によって作られたレンズで眺めている (Speech by Claes-Mikael Jonsson, in BMAS 2008)」ことを問題視している。また、これら判決を批判的に検討する論説の中で、ドイツのある論者が、ECJによるスト権の承認は「被用者を保護する目的に限定されている」として批判を加えているのも、問題を裏側から明らかにしたものといえる (Blanke 2008: 9)。この理解によれば、被用者個人の個別的利益以上のものが、労働組合の役割にはかかっているのである。

このような見解とは異なり、ECJは、個人の利益保護を中心に考え、公的秩序は原則として国家の関与により構築されるものと考えているとみることができる。その傍証として、ECJの論告担当官アシスタント経験もあるアズレイは、ECJにとって問題なのは、加盟国が課し得る社会的義務の実質というより、その義務を確定する方法であり、国家のみが、その領域内で妥当する社会モデルを定義できるという立場に立っていると指摘している (Contribution by Loïc Azoulay, in Notre Europe 2008)。

ではなぜECJはこのような姿勢を示しているのだろうか。この点に関してはより詳細な検討が必要だが、「超国家的な」「司法部」という性格その

ものに起因している可能性を仮説として提示しておきたい。まず、政治部門とは異なり、一義的には具体的事件の解決を任務とする司法部であるという性格から、具体的な事件の中での個人の権利を守ることの方が、集団的な妥協を成立させることや、将来の政策の方向性を決定するよりも自然であると考えられる⁹。第二に、超国家的主体であるという性格から、各国レベルの司法部と異なり、集団の秩序に関する特定の理解や理念に依拠することが困難であると考えられる。これに対し、(個人に与えられる)「権利」の方が、より普遍性が高く適用可能性の広い議論枠組であるという想定である (cf. Krebber 2006)。

ここにさらに加わるのが、オールド自由主義的に解釈しうる、ヨーロッパ統合の構造的特質である。すなわち、EEC以降のEEC/EC/EUは、「国家なき市場」であるとともに「集団なき社会」でもあった。より具体的には、4つの自由を中心に推進されてきた市場統合が、政策的に最も重きをなしていることは否定すべくもない。したがって社会的な権利も、この4つの自由に適合的な形で定式化されるときに、より実現可能性が高くなると考えられる。さらに、マーストリヒト条約以降のECJが個人の権利を実現するためのテコとして用いてきた、EU市民権のコンセプトも、それ自体としては個人の権利保護により適合的である¹⁰。

このような構造的・歴史的要因から、ECJを通じた社会的なものの構築作業は、個人の権利保護を優先するバイアスを含んでいるのではないか、というのが本稿の視角から導き出される見通しである。それに基づけば、「ラヴァル・カルテット」が提示した問題のうち最も重要なものの一つは、労組の集団的な規範形成機能の位置づけだと考える。次節ではこのことを、ドイツにおける「協約自治 (Tarifautonomie)」概念に即して、基礎付ける。

⁹ この点に関して、アメリカのライツ・レヴォリューションに対して、エイブラハムが「個人的でありかつ、個人化を推進するものでもあり、そして非政治的であるという、アメリカの権利および『ライツ・レヴォリューション』の持つ一側面」を指摘し、「過去30年間の個人の権利の拡大にもかかわらず、ドイツにおける状況は今だに大きく異なっている」と述べているのは注目に値する (Abraham 2005: 9, note 24)。

¹⁰ 中村 (2007) は、ECJが連合市民権 (Union Citizenship) のポテンシャルを利用して権利保護の射程を拡大する過程の分析として、極めて示唆に富む。

4. 「協約自治」の争点化と司法的交渉

前節で述べたような解釈に従えば、「ラヴァル・カルテット」の最大の争点の一つとして指摘すべきは、労組の公的秩序形成における役割の承認問題であった。この解釈が外在的なあてはめでないことが本節において示される。その際に注目すべきは、問題の解決が政治ルートではなく、司法部内の「交渉」を通じて進展していることである¹¹。具体的に本節では、ECJ内の動きと、ドイツの裁判所との関係を通じてこのことを例証する。Obermeier (2008) は、ECJの「画期的」判決のみに注目する分析を批判し、その後に行進する微調整 (fine tuning)こそがECJと加盟国裁判所の合意を形成する上で重要であると指摘する。この指摘に従い、本稿も「ラヴァル・カルテット」以降の動向を検討してみよう。

4-1. ドイツの「協約自治」論

ラヴァル、ヴァイキングのいずれにおいても当事者ではなかったはずのドイツにおいて、判決への反響は大きかった。連邦労働社会省は、2008年6月には「ECJの判決が加盟国の労働法に及ぼす影響」と題するシンポジウムを組織し、ECJ判事を含む専門家を招いている。より話題となったのは、もっとも著名なドイツ人EU研究者の一人である、シャルプ (Fritz W. Scharpf) が「唯一の道は、ECJに従わないことである (Scharpf 2008)」という論説を発表し、EU法の優位という原則自体を拒否する姿勢を示したことである。これは、別の文脈で元大統領ヘルツォーク (Roman Herzog) が、「ECJを止めよ！」という論説を発表したこととも呼応して (Herzog and Gerken 2008)、ECJの役割を、ドイツの議論の中でクローズアップすることとなった。

ドイツの世論が強く反応している理由の一つは、協約自治という観念の存在である。この原則は、労働者の団結や集合行為を承認した基本法第9条第3項によって規定されていると理解されており、連邦憲法裁判所は「集団労働協約システムの核となる領域それ自体」を国家が労使に委ねたもの

¹¹ 本稿とはやや異なる視角からの検討として Mabbett (2010)、特に4-11頁を参照。

とする解釈を示した (Löwisch 1989). そこでは「集团的労働協約システムの目的は、労働生活の有意義な秩序付け (Ordnung)」であるとされている (BVerfG vom 18.11.1954. BVerfGE 4, 96ff, hier 108). その背景には、ナチス期の労使関係の国家化はもちろん、ワイマール期の労使関係において自律的な問題解決が行われず、政府の強制仲裁制度がしばしば利用されていたことへの批判的な見解がある (cf. Nautz 1985). そのため、周囲の西中欧諸国とは異なり、(西)ドイツでは、政府の介入による賃金抑制といった手段はほとんどとられなかった。また、集团的労働協約を、労使団体に加盟していない当事者間の雇用関係に強制的に適用する一般的拘束力宣言も、それほど利用されていない。このように、労使の自律的な問題解決に期待する規範が形成されていたのに対し、ECJ の判決が、労働組合の行動に限度を設け、公式の立法ないし一般的拘束力宣言を重視していたことが、「協約自治」の侵害と捉えられ、反発につながったのである。

4-2. ドイツ裁判所の反応

このような動きを背景としたときに、ドイツの司法部の動向は、一方で問題の明確化とスタンスの修正を ECJ に迫りつつ、他方では ECJ に対しある種の妥協の可能性を示唆するものと見ることができる。

ドイツ連邦憲法裁判所は2009年6月30日に、リスボン条約 (正確にはリスボン条約を批准するための憲法改正) の合憲性について、これを条件付で許容した (リスボン判決, BVerfG, 2 BvE 2/08 vom 30.6.2009). この判決それ自体に関しては、いわゆる Solange 判決やマーストリヒト判決などを通じて統合の行方に影響を及ぼしてきたドイツ連邦憲法裁のスタンスが、マーストリヒト判決の方向を引き継いで、条約を認めつつ留保を示すものであったために、賛否双方の議論を呼び起こしている。すなわち判決は、EU の正統性の源が加盟国にあると繰り返し述べ、EU の権限拡大はドイツの憲法的アイデンティティが維持される限りにおいてのみ許容されるとしたのである (Fischer-Lescano, Joerges and Wonka 2010).

しかし、このような EU に対する一定の警戒が注目される一方で、あまり指摘されていないのは、「ラヴァル・カルテット」の提起した問題群に関して、連邦憲法裁判所が意外なほど融和的な姿勢を示していることである。

すなわち判決は、ECJ がこれら判決において労働組合の権利を承認したことを評価しつつ、論争となっている点に触れることなく、以下のように述べているのである。

「特に ECJ は、この間数年にわたって、EU 市民権をヨーロッパの連帯の核として解釈してきたのであり、条約18条に12条を合わせて基礎とし、判例法の中で市民権を発展させてきた。この線に沿った判例法は、各加盟国個別の社会システムへの EU 市民の参加を促進することによって、ヨーロッパの社会的なアイデンティティを基礎付けようとする試みを代表している (paragraph 395)」

「最後に、ECJ の判例法が考慮されなければならない。それは、確かにごく最近に至るまで EU の『一面的な市場指向』という批判を引き起こしてきたのであるが、それと同時に、『社会的ヨーロッパ』を構成する一連の諸要素をあきらかにしてきた。ECJ は判例法を通じて、EU の社会的次元を強化するような諸原則を発展させてきたのである (paragraph 398)」

さらにこのような一般的評価に加え、連邦憲法裁判所はラヴァル判決に具体的に言及しながら、これを「社会的ダンピングに対する保護」とする。そして「2007年12月11日のヴァイキング判決において、ECJ はストライキ権がヨーロッパの基本権として存在することすら確認したのである (Ibid.)」と述べているのである。ここでは、ECJ がそがあたかも社会的ヨーロッパの護り手であるかのように扱われている。

同様の姿勢は、ドイツの早期退職措置が、当時まだ発効していなかった反差別指令を基礎に ECJ によって EU 法違反とされ、論争を読んだマンゴルト事件判決においても維持されている (BVerfG, 2 BvR 2661/06 vom 6.7.2010)。この判決において連邦憲法裁判所は、「超国家的統合の原則を危険にさらすべきではないとするのならば、[EU の] 権限踰越についての連邦憲法裁判所の審査は、慎重なものでなければならない」と述べて、ECJ の判決を容認する姿勢を見せた。そして「ECJ には誤りを許容される権利 (Fehlertoleranz) がある。それゆえ、EU 法の解釈に関しては、仮に、通常

の法学的な議論の枠組みの中での方法論に基づく立法解釈を行った場合には異なった結果に至りうる場合であっても、ECJの解釈に自らの解釈を対置するようなことは連邦憲法裁判所の課題とはいええない (paragraph 66)」とすら述べたのである。

このような姿勢は、連邦憲法裁判所が統合の進展に対して鳴らした警鐘の中では、ECJに対して示された単なる「アメ」に過ぎないのかもしれない。だとしても、ここには連邦憲法裁判所とECJの間に、和解可能な解釈の領域があることが示されたという事実はかわらないだろう。

4-3. 協約自治論の司法的争点化

このようなメッセージにECJはどのように対応しているのだろうか。

現時点での判断は速断に過ぎるが、一定の敬意が払われていると読める。反差別の事件であるルフトハンザ対クンパン (C-109/09) においてECJは、マンゴルト判決に基礎をおきつつも、実体判断に関する裁量をドイツの裁判所に委ねることで、当該法規範の適用排除を回避している。またローゼンブラット判決 (C-45/09) においても、雇用契約を一定の条件の下で自動的に終結させる規定を含むドイツ法を、違法とはしなかった。

しかしこのような、一見すると融和的な流れの中において、「協約自治」問題が正面から問われ始めている。このことは本稿の分析視角の一定の有意性を示すものといえるだろう。

この論点を提示しているのは、スロヴェニア出身のトルステニャク (Verica Trstenjak) 論告担当官である。彼女はスロヴェニア国内で学位を取得してはいるが、その間にチューリヒやウィーン、さらにはハンブルクでも学んでおり、ドイツでの議論の状況に通じていることが推察される。当事者の主張や文献の題目としてではない形で、この語が使われたのは、ドイツ出身のココット論告担当官 (Juliane Kokott) が2008年に判決意見の中で用いたのが初めてであるが、その際の位置づけはごく周延的なものであった (Opinion of AG Kokott, C-268/06, Impact)。これに対し彼女はより本質的な論点に関してこの語を用い始めている。

すなわち、2010年4月に示されたコミッション対ドイツ (C-271/08) の論告担当官意見において彼女は、「本意見で提案している通り、労使集団交

渉の権利と協約自治は、EU法の一般原則の一部とみなされるべきであり、それゆえ社会的 기본權である (paragraph 4)」と述べ、協約自治の概念を基本權として認めるよう、法廷に対して迫ったのである。またその2週間後には、上述のローゼンブラット事件における論告担当官意見 (Opinion of AG Trstenjak, Rechtssache C-45/09, Rosenblatt) として、「EU法の平面で承認されている協約自治という基本權 (paragraph 102)」という表現を用い、その根拠として上記の論告担当官意見の他、ヨーロッパ社会憲章第6条 (1961)、改訂ヨーロッパ社会憲章第6条 (1996)、EC社会憲章 (Community Charter of Fundamental Social Rights, 1989)、そして基本權憲章28条を指示している。しかし、2010年7月に下されたコミッション対ドイツ判決においてECJは、団体協約に対してEUの公的調達ルールを優先する旨の決定を行い、トルステニャク論告担当官の提示した論点に触れることはなかった。2010年10月のローゼンブラット判決においては、協約自治の語は一切あらわれていない。

だが彼女は現在もこの論点を提示し続けている。2011年6月のウィリアムズ対英国航空においては (Opinion of AG Trstenjak, C-155/10, Williams)、「団体交渉の権利とこの権利に内在する協約自治は、EU法秩序の保護する基本權にあたる (paragraph 65)」との主張が繰り返されている。

加えて2011年5月には、クルーズ=ヴィラロン (Pedro Cruz Villalon) 論告担当官¹²もこの概念を用い始めた (Opinion of AG Cruz Villalon, C-447/09, Prigge et al.)。同論告担当官は、トルステニャク論告担当官の問題設定を引き継ぐ形で、「基本權憲章28条に含まれている権利は、『協約自治』の概念に帰着されるものである。この自治はヨーロッパ労働法の発展を理解するための鍵となる要素であり、この要素を中心として、民主的な代表システムは構築されてきたのである。結社の自由との関係での立法の限界も、ここを中心に確定される。さまざまな加盟国において団体協約の法的形態がさまざまな相違を示していることを脇に置けば、協約自治はヨーロッパの法的伝統において特別に承認されてきたものといえる (paragraph 42)」と

¹² 同論告担当官も、博士号取得後2年間をフライブルクで過ごしているほか、2001年から2002年にかけてベルリン学術コレク (Wissenschaftskolleg zu Berlin) に滞在している。

述べ、この項目の結論部分では「協約自治はEU法上の適切な保護に値する (paragraph 46)」としている。

興味深いのはこれらの事件が、コミッション対ドイツを除き、いずれもドイツの労働裁判所から先決裁定のために送付されてきていることである。すなわち、連邦労働裁判所が3件（ヘニングス、ブリッゲ、ウィリアムス）、ハンブルク労働裁判所が1件（ローゼンブラット）である。この点に関して特定の行為者（例えばドイツ政府）の意図を推定することはできないが、少なくともドイツ法秩序とEU法秩序の間に存在する重要な問題の一つであるということが、当事者にも意識されているということ是可以するだろう¹³。例えば連邦労働裁判所のシュペルゲ（Karin Spelge）判事は、2010年9月の講演で「ECJにとって我々の協約自治理解は全く縁遠いものである…ECJは結社の自由に対して、我々の観点からは与えられるべきとされるような地位を認めてはいないのである」とし、連邦労働裁判所が団体交渉権の保護内容を明らかにするために、先決裁定を求めたとする。そして「我々は…最終審級の裁判官として先決裁定に送付する義務があるだけでなく、その権利があるのだ」として、これが戦略的なものであることを明らかにしている（Spelge 2010）。

ECJは現在のところ、論告担当官意見やドイツ労働裁判所が再検討を促しているにもかかわらず、この点に関する判断を回避し続けている。しかしこれは、問題の重要性を裏から示すものと見ることもできるだろう。

5. おわりに

ヨーロッパ統合研究において、国家中心的・政府間主義的な立場に対抗する視角は、早い段階から社会組織の役割に注目してきた。ミトラニーの

¹³ ドイツ政府も判例の展開状況を注視している。2011年6月に雇用社会総局が開いた会議において、ドイツ経済社会省次官のシュトローム（Andreas Strom）は「例えばブリッゲ事件の論告担当官意見は、協約自治がヨーロッパ労働法の発展を理解するための鍵となる要素だとしている…これは、きわめて明快かつ的確に定式化されており、予定されている法制定のための適切な規準となるだろう」と述べている（Rede von Andreas Strom, Conference on Fundamental Social Rights and the Posting of Workers, 27.6.2011 <ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=6922&langId=en>）

機能主義はもちろん、ハースの新機能主義においても、利益団体が鍵となる要因であった。1990年代以降のマルチレベル・ガバナンス論においても、政府の多層性と同時に公私の政策ネットワークが注目されてきた (Marks 1992)。

さらに、統合の正統化の論理としても、社会組織の参加はとりあげられる。実際にも1970年代以来、EU レベルでコーポラティズム的な政策決定枠組を構築する試みが繰り返されてきた。そしてマーストリヒト条約での社会議定書以降、社会パートナーが政策過程に公式の主体として組み入れられていることは、EU 政策過程の一つの特徴であり、現在に至るまでEU レベルのディスコースの中でしばしば強調される要素である。研究上も、「ガバナンスの新しいモード」(new modes of governance) における参加の要素に期待を寄せるものは少なくない (cf. Smismans 2008)。

しかしこのような集団による秩序形成こそが、EU というトランスナショナルな政治体においては、実体としても正当化の論理としても困難なのである。その困難の淵源を、市場統合と単一市場の形成が先行したこと、その中に国家と社会の分離を基礎とする社会像が埋め込まれたことに求め、そしてそれが司法主導型の問題解決の中で、どのような形で浮かび上がってくるかを明らかにしたのが、本稿の主たる内容である。本稿が提示した、集団的ルール形成と個人の権利保障への「社会的なもの」の分節化という視角は、特に「ラヴァル・カルテット」以降の司法的交渉の焦点を浮き彫りにする点で、一定の有用性を持つことが示されたと考える。この視角が、ドイツやスウェーデンなどコーポラティズムの秩序形成の伝統を持つ国以外に関してどのような意味を持つか、他の政策分野も含めて、EU という社会経済秩序総体の分析に対してどのように適用しうるか、という点に関しては他日を期したい。

ローマ条約以降の統合は、共通市場の構築を中心に進展した。仮にこれを、オールド自由主義者が言うような、国家と社会を分離する社会モデルの政策的な埋め込みであると理解できるならば、その影響は現在にも及んでいるとみることができる。それは「社会的なもの」が総体として欠落しているという形ではなく、集団的ルール形成のモデルをEU の次元に移転することの困難という形において、今もEU を呪縛し続けているのである。

【判決・決定および論告担当官意見】

ヨーロッパ司法裁判所

- C-438/05, International Transport Workers' Union Federation et al. v. Viking Line ABP et al. [2007] ECR I-7779
- C-341/05, Laval un Partneri Ltd v. Svenska Byggnadsarbetareförbundet and Others [2007] ECR I-5751
- C-319/06, Commission v. Grand Duchy of Luxemburg [2008] ECR I-4323
- C-346/06, Dirk Rüffert v. Land Niedersachsen [2008] ECR I-1989
- C-109/09, Deutsche Lufthansa AG v. Gertraud Kumpan [2011]
- C-297/10, Hennigs v. Eisenbahn-Bundesamt and C-298/10, Land Berlin v. Mai [2011]

Opinion of Advocate General Vercia Trstenjak, C-271/08, European Commission v. Federal Republic of Germany, 14 April 2010.

Opinion of Advocate General Vercia Trstenjak, C-45/09, Gisela Rosenblatt gegen Oellerking GmbH, 28. April 2010,

Opinion of Advocate General Villalon, C-447/09, Reinhard Prigge, Michael Fromm, Volker Lambach v. Deutsche Lufthansa AG, 19 May 2011.

Opinion of Advocate General Vercia Trstenjak, C-155/10, Williams u. a. gegen British Airways plc, 16. Juni 2011

Opinion of Advocate General Juliane Kokott, C-268/06, Impact, 9. Januar 2008.

ドイツ連邦憲法裁判所

BVerfG, 1 BvR 629/52 vom 18.11.1954. BVerfGE 4, 96ff.

BVerfG, 1 BvL 4/00 vom 11.7.2006. BVerfGE 116, 202ff.

BVerfG, 2 BvE 2/08 vom 30.6.2009. BVerfGE 123, 267ff.

BVerfG, 2 BvR 2661/06 vom 6.7.2010. BVerfGE 126, 286ff.

【参考文献】

- 網谷龍介. 2002. 「ヨーロッパにおけるガヴァナンスの生成と民主政の困難 — 『調整』問題の視角から —」『神戸法学雑誌』, 51:4, 1-39.
- . 2006. 「社会規範の『ヨーロッパ化』の政治過程 — ドイツと

- オーストリアにおける反差別指令の国内法制化——」『社会科学研究』, 57:2, 67-91.
- . 2011a. 「集団主義的秩序と個人的権利——EU社会政策の二つの顔とその相克——」田村哲樹・堀江孝司編『模索する政治——リベラル・デモクラシーと福祉国家の行方』ナカニシヤ出版, 319-341.
- . 2011b. 「テクノクラシーは社会的ヨーロッパの夢を見るか？」宮本太郎編『働く——雇用と社会保障の政治学』風行社, 264-295.
- 雨宮昭彦. 2005. 『競争秩序のポリティクス——ドイツ経済政策思想の源流』東京大学出版会.
- 遠藤泰弘. 2007. 『オットー・フォン・ギールケの政治思想——第二帝政期ドイツ政治思想史研究序説——』国際書院.
- 小野清美. 2008. 「ドイツ新自由主義の誕生とワイマル末期の政治」『ゲシヒテ』1, 7-26.
- 黒川洋行. 2011. 「ドイツの社会的市場経済における経済政策——オルド自由主義からの進化的形態——」『関東学院大学経済経営研究所年報』, 32, 71-90.
- 鈴木 均. 2005. 「初の『欧州アクター』だったのか？——ドイツ労働総同盟 (DGB) の欧州統合理念および欧州石炭鉄鋼共同体への参画過程——」田中俊郎・庄司克弘編『EUと市民』慶應義塾大学出版会, 237-277.
- 中村民雄. 2007. 「EU法による法主体の多元化：『国民』の社会保障と『EUの市民』の自由と平等」『北大法学論集』, 58:3, 307-334.
- 中村民雄, 佐々木弾. 2011. 「単一市場の経済論理とEU労使関係法のあり方——ヴァイキング事件を素材にした法学・経済学対話——」『社会科学研究』, 62 (2), 33-58.
- 馬場康雄 1997. 「20世紀の政治文化」吉川弘之他『文化としての20世紀 (東京大学公開講座64)』東京大学出版会, 101-140.
- バウアー, オットー, 1989. 『オーストリア革命』(酒井晟史訳) 早稲田大学出版部 (Bauer, Otto, 1923. *Die österreichische Revolution*. Wien : Wiener Volksbuchhandlung).
- メストメッカー, エルンスト=ヨアヒム, 2011. 「ローマかマーストリヒトか」同『EUの法秩序と経済秩序——法と経済の関係についての基本問題』(早川勝訳) 法律文化社, 19-27 (Mestmäcker, Ernst-Joachim, 1993.

- Rom oder Maastricht. In: Idem., *Recht in der offenen Gesellschaft*. Baden-Baden: Nomos).
- Abraham, David. 2002. Citizenship Solidarity and Rights Individualism: On the Decline of National Citizenship in the U.S., Germany, and Israel. *Working Paper, The Center for Comparative Immigration Studies University of California, San Diego*, 53.
- Alter, Karen. 2001. *Establishing the Supremacy of European Law: The Making of an International Rule of Law in Europe*. Oxford: Oxford University Press.
- Azoulai, Loïc. 2008. The Court of Justice of the European Communities and the “Social Market Economy” Contribution to the Debate “Viking-Laval-Rüffert: Economic Freedoms versus Fundamental Social Rights - Where Does the Balance Lie?” <www.notre-europe.eu/fileadmin/IMG/pdf/Azoulai-en.pdf> [last accessed on January 27, 2012]
- Blanke, Thomas 2008. Die Entscheidungen des EuGH in den Fällen Viking, Laval und Rüffert – Domestizierung des Streikrechts und europaweite Nivellierung der industriellen Beziehungen. *Oldenburger Studien zur Europäisierung und zur transnationalen Regulierung*, 18/2008.
- Bundesministerium für Arbeit und Soziales (BMAS). 2008. Symposium “Die Auswirkungen der Rechtsprechung des Europäischen Gerichtshofes auf das Arbeitsrecht der Mitgliedstaaten” am 26. Juni 2008 in Berlin.
- Caporaso, James A., and Sidney Tarrow. 2009. Polanyi in Brussels: Supranational Institutions and the Transnational Embedding of Markets. *International Organizations*, 63:4, 593-620.
- Cichowski, Rachel. 2007. *The European Court and Civil Society Litigation, Mobilization and Governance*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Conant, Lisa. 2002. *Justice Contained: Law and Politics in the European Union*. Ithaca: Cornell University Press.
- Crouch, Colin. 1993. *Industrial Relations and European State Traditions*. Oxford: Clarendon Press.
- Esping-Andersen, Gøsta. 1990. *The Three Worlds of Welfare Capitalism*. Princeton: Princeton University Press.

- Fischer-Lescano, Andreas, Christian Joerges and Arndt Wonka, eds. 2010. The German Constitutional Court's Lisbon Ruling: Legal and Political-Science Perspectives. *ZERP Discussion Paper*, 1/2010.
- Giocoli, Nicola. 2009. Competition versus Property Rights: American Antitrust Law, the Freiburg School, and the Early Years of European Competition Policy. *Journal of Competition Law and Economics*, 5:4, 747-786.
- Groeben, Hans von der, 2002. Europäische Integration aus historischer Erfahrung: Ein Zeitzeugengespräch mit Michael Gehler. Discussion Paper, C108, Zentrum für Europäische Integrationsforschung, Universität Bonn.
- Haselbach, Dieter. 1991. *Autoritärer Liberalismus und soziale Marktwirtschaft: Gesellschaft und Politik im Ordoliberalismus*. Baden-Baden: Nomos.
- Hentschel, Volker. 2003. Erhard und Europa. In: Wolfgang Elz and Sonke Neitzel, eds. *Internationale Beziehungen im 19. und 20. Jahrhundert. Festschrift für Winfried Baumgart zum 65. Geburtstag*. Paderborn: Schöningh, 417-428.
- Herzog, Roman and Ludiger Gerken. 2008. Stoppt den Europäischen Gerichtshof. *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 08.09.2008.
- Höpner, Martin. 2008. Usurpation statt Delegation: Wie der EuGH die Binnenmarkt-integration radikalisiert und warum er politischer Kontrolle bedarf. *MPIfG Discussion Paper*, 08/12. Max Plank Institut für Gesellschaftsforschung.
- . 2010. Warum betreibt der Europäischen Gerichtshof Rechtsfortbildung? Die Politisierungs-hypothese. *MPIfG Working Paper*, 10/2. Max Plank Institut für Gesellschaftsforschung.
- Ito, Takeshi. 2011. Searching for the Ordoliberal Origin of European Integration: Lessons from the Politics of the European Recovery Program. Paper prepared for presentation at the European Union Studies Association Biennial Convention, Boston, MA, March 3-5, 2011 .
- Joerges, Christian. 2010. Rechtsstaat and Social Europe: How a Classical Tension Resurfaces in the European Integration Process. *Comparative Sociology*, 9:1, 65-85.
- and Florial Rödl. 2004. "Social Market Economy" as Europe's Social Model? In: Lars Magnusson and Bo Stråth, eds. *A European Social Citizenship?*

- Preconditions for Future Policies from a Historical Perspective*. Brussels: P.I.E. – Peter Lang, 125-157.
- . 2008. On De-formalisation in European Politics and Formalism in European Jurisprudence in Response to the “Social Deficit” of the European Integration Project: Reflections after the Judgments of the ECJ in *Viking* and *Laval*. *Hanse Law Review*, 4:1, 3-19.
- Kelemen, R. Daniel. 2011a. *Eurolegalism: The Transformation of Law and Regulation in the European Union*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- . 2011b. The Political Foundations of Judicial Independence in the European Union. Paper prepared for presentation at the European Union Studies Association Biennial Convention, Boston, MA, March 3-5, 2011.
- Kocher, Eva. 2008. Kollektivverhandlungen und Tarifautonomie ? welche Rolle spielt das europäische Recht? *Arbeit und Recht*, 1-2/2008, 13-18.
- . 2011. Bundesverfassungsgericht und Verrechtlichung auf europäischer Ebene: Das kollektive Arbeitsrecht. *Aus Politik und Zeitgeschichte*, B35-36/2011, 35-41.
- Körper, Ernst-Dieter, 1982. *Gewerkschaften und Außenpolitik. Die Stellung der westdeutschen Gewerkschaften zur wirtschaftlichen und militärischen Integration der Bundesrepublik in die Europäische Gemeinschaft und die NATO*. Frankfurt a. M.: Campus.
- Krebber, Sebastian. 2006. The Social Rights Approach of the European Court of Justice to Enforce European Employment Law. *Comparative Labor Law and Policy Journal*, 27:3, 377-403.
- Löwisch, Manfred. 1990. Die Arbeitsrechtsordnung unter dem Grundgesetz. In: *40 Jahre Grundgesetz. Der Einfluß des Verfassungsrechts auf die Entwicklung der Rechtsordnung*. Heidelberg: Müller, 59-85.
- Mabbett, Deborah. 2011. A Rights Revolution in Europe? Regulatory and Judicial Approaches to Nondiscrimination in Insurance. *LEQS Paper*, 38/2011, London School of Economics.
- Manow, Philip. Die soziale Marktwirtschaft als interkonfessioneller Kompromiss? Ein Re-Statement. *Ethik und Gesellschaft*, 1/2010, 1-21.

- Marks, Gary. 1992. Structural Policy and 1992. Alberta Sbragia, ed., *Europolitics: Institutions and Policy Making in the 'New' European Community*. Washington D.C.: The Brookings Institution, 191-224.
- Menéndez, Agustín José. 2010. European Citizenship after Martinez Sala and Baumbast: Has European Law Become More Human but Less Social? In: Miguel Poiars Maduro and Loïc Azoulay, ed., *The Past and Future of EU Law: The Classics of EU Law Revisited on the 50th Anniversary of the Rome Treaty*. London: Hart, 363-393.
- Mitrany, David, 1930. Pan-Europa — A Hope or a Danger? *Political Quarterly*, 1:4, 457-478.
- , 1954. A New Democratic Experiment: The Role of Non-Governmental Organizations. *Review of International Co-operation*, 37, 110-112.
- , 1955. Parliamentary Democracy and Poll Democracy. *Parliamentary Affairs*, 9:1, 13-24.
- , 1965. The Prospect of Integration: Federal or Functional. *Journal of Common Market Studies*, 4:2, 119-149.
- Monti, Mario. 2010. A New Strategy for the Single Market: At the Service of Europe's Economy and Society. Report to the President of the European Commission José Manuel Barroso. <ec.europa.eu/bepa/pdf/monti_report_final_10_05_2010_en.pdf> [last accessed on January 27, 2012]
- Nautz, Jürgen P. 1985. *Die Durchsetzung der Tarifautonomie in Westdeutschland. Das Tarifvertragsgesetz vom 9. April 1949*. Frankfurt am Main: Peter Lang.
- Neergaard, Ulla, Ruth Nielsen and Lynn Roseberry, eds. 2010. *The Role of Courts in Developing a Euro-pean Social Model*. Copenhagen: DJØF Publishing.
- Nörr, Knut Wolfgang. 1999. *Die Republik der Wirtschaft. Teil I: Von der Besatzungszeit bis zur Großen Koalition*. Tübingen: Mohr Siebeck.
- Notre Europe and the European Trade Union Institute. 2008. Viking-Laval-Rüffert: Economic Freedoms versus Fundamental Social Rights – Where Does the Balance Lie? <http://www.notre-europe.eu/uploads/tx_publication/FlyerECJ-en_01.pdf> [last accessed on January 27, 2012]
- Obermeier, Andreas J. 2008. Fine-tuning the Jurisprudence: The ECJ's Judicial Activism and self-restraint. *Institut für europäische Integrationsforschung*

- Working Paper*, 08/2002.
- Rumpf, Jörg. 2001. Deutsche Industriegewerkschaften und Europäische Gemeinschaften: Die Europapolitik der Industriegewerkschaft Metall und der Industriegewerkschaft Chemie, Papier, Keramik im Zeitraum zwischen dem Inkrafttreten der Römischen Verträge und den Ersten Direktwahlen zum Europäischen Parlament. Doctoral Dissertation, Ruhr-Universität-Bochum.
- Scharpf, Fritz W. 2008. Der einzige Weg ist, dem EuGH nicht zu folgen. *Mitbestimmung*, 7+8/2008, 18-23.
- . 2010. The Asymmetry of European Integration, or Why the EU Cannot Be a 'Social Market Economy. *Socio-Economic Review*, 8:2, 211-250.
- Schmid, Carlo, 1950. Die Sozialdemokratie im Kampf um Deutschland und Europa. Rede auf dem Parteitag der Landesorganisation Hamburg der SPD am 1. April 1950 im Gewerkschaftenhaus.
- Schumacher, Kurt, 1947. Ein neues Deutschland , ein neues Europa. Vortrag vom 22.1.1947, Berlin.
- Smismans, Stijn. 2008. New Modes of Governance and the Participatory Myth. *West European Politics*, 31:5, 874-895.
- Spelge, Karin. 2010. Einfluss der Rechtsprechung des EuGH auf das nationalstaatliche Verständnis der Tarifautonomie. *Arbeitsrechtliche Entscheidungen*, 2010-04, 221-223.
- Stone Sweet, Alex. 2004. *The Judicial Construction of Europe*. Oxford: Oxford University Press.
- . 2010. The European Court of Justice and the Judicialization of EU Governance. *Living Reviews in European Governance*, lreg-2010-2.
- Suzuki, Hitoshi. 2007. Trade Union's First European Network under the ECSC: Decartelisation Policy and Trade Union's Response from a German Perspective 1950-1955. *European Voices: Actors and Witnesses of European Integration: Proceedings of HEIRS Third Annual Colloquium*, 23-36. < www.heirs-eu.org/HEIRS_THIRD_REPORT.pdf> [last accessed on January 27, 2012]
- Thiemeyer, Guido. 2007. The "Social Market Economy" and its Impact on

German European Policy in the Adenauer Era, 1949-1963. *German Politics and Society*, 25:2, 68-85.

Warlouzet, Laurent. 2010. The Rise of European Competition Policy, 1950-1991: A Cross-Disciplinary Survey of a Contested Policy Sphere. *EUI Working Paper*, RSCAS 2010/80.

原稿受理：2012年1月26日

掲載承認：2012年2月9日